

令和3年 第10回

八千代市選挙管理委員会会議録

開催日：令和3年4月21日（水）

午前10時00分から

場 所：八千代市役所旧館4階第1委員会室

八千代市選挙管理委員会

令和3年 第10回 八千代市選挙管理委員会

1 開会時刻	午前10時00分	
2 開催場所	八千代市役所旧館4階第1委員会室	
3 出席委員	委員長 周郷文雄	委員長職務代理者 廣川実
	委員 江野澤眞利子	委員 木村恵子
4 出席書記	局長 高宮修	次長 笠川浩伸
	主査 澁谷悠太	
5 会議の議案	<p>議案</p> <p>第1号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて</p> <p>第2号 選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について</p> <p>第3号 在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について</p> <p>第4号 選挙公報掲載文の掲載順序と画数を定めることについて</p> <p>第5号 選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について</p>	
6 閉会時刻	午前10時40分	
7 公開又は非公開	公開	
8 傍聴人数	0名	

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>定刻となりましたので、始めさせていただきます。 ただいまの出席委員は全員であります。 定足数に達しておりますので、本日招集されました令和3年第10回八千代市選挙管理委員会は成立しました。 これより会議を開きます。 議案の審議に先立ち会議録署名委員の指名を行います。 会議録署名委員は、八千代市選挙管理委員会規程第10条第2項の規定により、江野澤委員を指名します。 それでは、議案第1号「在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第1号「在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の6第1項の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定める。 令和3年4月21日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。 公職選挙法第30条の4の規定により、在外選挙人名簿の被登録資格は、年齢満18歳以上の日本国民で、その者の住所を管轄する領事官の管轄区域内に引き続き3か月以上住所を有するものとされております。 つきましては、申請者の被登録資格について調査し、本籍地の市町村に確認したところ、在外選挙人名簿に登録される資格を有するものと認められますので、議案のとおり2名の方を登録するものです。 これより、登録申請書、意見書等の関係書類をお回しいたしますので、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第1号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第1号「在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございません</p>

発言者	発 言 要 旨
	んか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第2号「選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」を議題といたします。 事務局より説明願います。
局 長	議案第2号「選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る前年度の選挙人名簿の抄本の閲覧状況を次のとおり公表する。 令和3年4月21日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄 以下、内容についてご説明いたします。 選挙人名簿の抄本につきましては、公職選挙法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の規定により、「選挙人から、特定の者が選挙人名簿に登録された者であるかどうかの確認の申出があった場合」や、「公職の候補者などから、政治活動等を目的とする閲覧の申出があった場合」、「政治又は選挙に関する調査研究を目的とする申出があった場合」には、閲覧させなければならないこととされております。 また、同法第28条の4第7項の規定により、毎年少なくとも1回、閲覧の状況について、申出者の氏名、利用目的の概要等の事項を公表することとされております。 つきましては、議案のとおり、前年度の閲覧状況を告示することにより公表するものでございます。 令和2年度の閲覧は7件ございました。 内容につきましては、皆様のお手元に配布しております「議案第2号資料」のとおりでございます。 以上、ご審議の程、お願いいたします。
周郷委員長	これより、議案第2号について質疑を行います。 質疑ございませんか。
廣川委員	個人情報の問題があると思いますが、これまでに目的外使用はありましたか。

発言者	発 言 要 旨
事 務 局	ございません。
周郷委員長	他に質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第2号「選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、議案第3号「在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第3号「在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」公職選挙法（昭和25年法律第100号）第30条の12の規定により準用する同法第28条の2第1項及び第28条の3第1項の申出に係る前年度の在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況を次のとおり公表する。</p> <p>令和3年4月21日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>以下、内容についてご説明いたします。</p> <p>在外選挙人名簿の抄本につきましては、公職選挙法第30条の12の規定により、選挙人名簿の抄本の閲覧に関する規定を準用することとされております。</p> <p>つきましては、在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況についても、その内容を公表するものでありますが、前年度中に閲覧の申出はありませんでしたので、その旨を告示するものでございます。</p> <p>以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	これより、議案第3号について質疑を行います。質疑ございませんか。
各 委 員	質疑なし

発言者	発 言 要 旨
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第3号「在外選挙人名簿の抄本の閲覧状況の公表について」採決いたします。</p> <p>本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、本案は原案のとおり可決されました。</p> <p>次に、本日追加された議案が2件ございます。議案内容につきましては、お手元の配布資料のとおりでございます。</p> <p>追加議案につきましては、八千代市選挙管理委員会規程第7条第2項ただし書きの規定により、緊急を要することから本日の会議に付議されておりますので、本日の委員会日程に追加し、審議することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、委員会日程に追加し、審議いたします。</p> <p>それでは、議案第4号「選挙公報掲載文の掲載順序と画数を定めることについて」を議題といたします。</p> <p>事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第4号「選挙公報掲載文の掲載順序と画数を定めることについて」令和3年5月23日執行見込みの八千代市議会議員補欠選挙における選挙公報掲載文の掲載順序と画数を次のとおり定める。</p> <p>令和3年4月21日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷文雄</p> <p>公職選挙法第172条の2の規定により、条例で定めるところにより発行する選挙公報の区画数につきましては、現在のところ、議員辞職が不確定な状況であることから、立候補の表明者を把握できておりませんが、6人まで対応できる区画を定めたいとするものであり、1頁に2人の掲載で3頁6区画とし、その掲載順序は別添のとおりとするものです。</p> <p>なお、規格につきましては、タブロイド版とし、余白に</p>

発言者	発 言 要 旨
	<p>については、選挙啓発に関する事項を掲載いたします。 以上、ご審議の程、お願いいたします</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第4号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>
各 委 員	<p>質疑なし</p>
周郷委員長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第4号「選挙公報掲載文の掲載順序と画数を定めることについて」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし</p>
周郷委員長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 次に、議案第5号「選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について」を議題といたします。 事務局より説明願います。</p>
局 長	<p>議案第5号「選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所の決定について」令和3年5月23日執行見込みの八千代市議会議員補欠選挙における八千代市選挙公報の発行に関する条例（昭和60年八千代市条例第25号）第4条第2項の規定による選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所を次のとおり定める。 令和3年4月21日提出 八千代市選挙管理委員会 委員長 周郷 文雄 以下、内容についてご説明いたします。 八千代市選挙公報の発行に関する規程第7条の規定により、選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時を議案のとおり令和3年5月16日午後5時25分とし、場所を八千代市役所旧館4階第1委員会室とするものです。 なお、本件は選挙期日の告示日に告示することとなります。 以上、ご審議の程、お願いいたします。</p>
周郷委員長	<p>これより、議案第5号について質疑を行います。 質疑ございませんか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
各 委 員	質疑なし
周郷委員長	質疑なしと認めます。 これより、議案第5号「選挙公報掲載文の掲載順序を定めるくじを行う日時及び場所について」採決いたします。 本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし
周郷委員長	ご異議なしと認めます。 よって、本案は原案のとおり可決されました。 以上で、本日会議に付議された案件の審議はすべて終了いたします。
周郷委員長	事務局から報告・連絡事項ありましたらお願いいたします。
局 長	《事務局から》 ・八千代市議会議員補欠選挙に係る事前相談について ・次回の委員会の開催日程について
周郷委員長	これをもちまして、令和3年第10回八千代市選挙管理委員会を閉会いたします。